

平成 26 年 9 月 12 日



セーフティネット保証 5 号の指定業種を公表します (平成 26 年度第 3 四半期分)

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証 5 号について、平成 26 年度第 3 四半期の指定業種を公表します。

平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までのセーフティネット保証 5 号(別紙 1 参照)の対象業種については、別紙の業種(別紙 2 参照)を指定することとします。

別紙 1: セーフティネット保証 5 号の概要

別紙 2: セーフティネット保証 5 号の指定業種

(平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 金融課長 菊川

担当者: 瀧島、中

電話: 03-3501-1511(内線 5271~5275)

03-3501-2876(直通)

1. 対象者

業況の悪化している業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1: 過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。

2. 企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ハ) 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※2）中小企業者。（※3）

※2: 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※3: 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

3. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額: 一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合 : 借入額の100%

保証料率 : 0.7~1.0%(保証協会所定の料率)

(別紙2)

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:平成26年10月1日～平成26年12月31日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)において分類された業種区分によるものとする。

※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月改定)細分類番号	指定業種名
233	8361	歯科技工所
234	8911	自動車一般整備業
235	8919	その他の自動車整備業
236	9291	ディスプレイ業
237	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。))を除く。)

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下、「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの(飲乐的雰囲気を伴うものを除く。)に限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第7号及び第8号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)、第6項から第10項までに規定する営業は除かれる。